

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の対象事業のうち風力発電所の設置の工事の事業又は発

電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業に係る規模要件を、第一種事業については出力が五万  
キロワット以上であることに、第二種事業については出力が三万七千五百キロワット以上五万キロワット  
未満であることに、それぞれ改めること。  
(別表第一関係)

第二 施行期日等

一 この政令は、令和三年十月三十一日から施行するものとする。  
(附則第一条関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めること。  
(附則第二条から第五条まで関係)